

一般社団法人海老名市地域公共交通協議会規約

平成 26 年 10 月 23 日制定
平成 27 年 1 月 29 日改正
平成 27 年 5 月 27 日改正
平成 27 年 7 月 7 日改正
平成 27 年 10 月 22 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 13 日改正
令和元年 7 月 12 日改正
令和 2 年 4 月 13 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 12 月 28 日改正
令和 4 年 2 月 15 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 4 月 7 日改正
令和 5 年 7 月 13 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人海老名市地域公共交通協議会定款（以下「定款」という。）第49条の規定に基づき、一般社団法人海老名市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、海老名市域を対象とした活性化法第5条第1項に規定する計画（以下「計画」という）の策定に関する協議及び計画の推進を図ることを目的とする。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 海老名市副市長（交通行政を担当する）
- (2) 海老名市理事（交通行政を担当する）
- (3) 海老名市財務部長
- (4) 海老名市まちづくり部長
- (5) 海老名市まちづくり部次長（建設担当）
- (6) 海老名市まちづくり部次長（都市担当）

- (7) 海老名市まちづくり部専任参事（市役所周辺整備・駅周辺整備・区画整理担当）
- (8) 海老名市財務部企画財政課長
- (9) 海老名市まちづくり部道路整備課長
- (10) 海老名市まちづくり部都市計画課長
- (11) 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社企画部長
- (12) 小田急電鉄株式会社交通企画部長
- (13) 相模鉄道株式会社経営統括部長
- (14) 相模鉄道株式会社施設部長
- (15) 相模鉄道株式会社経営統括部課長
- (16) 神奈川中央交通株式会社運輸計画部長
- (17) 相鉄バス株式会社運輸車両部長
- (18) 海老名市自治会連絡協議会会长経験者
- (19) 国分自治会連絡協議会会长経験者
- (20) 中央一丁目自治会会长経験者

2 前項(1)～(20)に掲げる者が空席の場合は、代理の者をもって構成員とすることができる。

3 協議会には、オブザーバーとして国土交通省関東運輸局鉄道部計画課長、国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課長及び神奈川県県土整備局都市部交通政策課長が参加する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、当協議会理事長をもって充てる。

2 副会長は、当協議会副理事長をもって充てる。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(社員総会)

第5条 当協議会の社員総会は、公開とする。ただし、当協議会構成員から社員総会の公開に異議が出された場合、会長が社員総会に諮って決する。

2 社員総会は、必要があるときは、当協議会構成員以外の者に対して資料を提出させ、又は社員総会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

3 社員総会における議決権の数は、第3条1項各号に定める者が、それぞれ一個有するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、社員総会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(幹事会)

第6条 社員総会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 当協議会定款第2条各号に掲げる事業について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 当協議会は、社員総会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、海老名市まちづくり部都市計画課に置く。

3 事務局には、事務局長及び事務局員を置き、会長が別に定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する場合には、社員総会の議決を経るものとする。

(解散及び解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

附 則

この規約は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。